

## ServicePac ワランティアー&メンテナンス・オプション サービスのご提供条件

注意:本ご提供条件をよくお読みになり、IBM ServicePac ワランティアー&メンテナンス・オプション・サービス(以下、「本サービス」といいます。)の内容をご理解ください。

本サービスには以下の条件が適用されます。

### 第1条 サービスの内容

1. 本サービスは保守サービスであり、IBMは、本サービスを本サービスの購入者(以下「お客様」といいます。)に提供いたします。
2. IBMは、対象機械に対して、IBM所定の仕様どおりの良好な稼働を維持するため、お客様の要請に応じて、お客様指定の場所で故障機械を修理し、または、他の機械への取替えをいたします。本サービスの内容の詳細およびサービスのご提供時間等は下記のIBM Webサイトで確認できます。  
<https://www.ibm.com/common/ssi/cgi-bin/ssialias?htmlfid=67015167JPJA&>

3. 本サービスは、日本国内のIBM所定のサービス地域内において提供されます。

### 第2条 サービスの前提条件

1. 本サービスの対象機械は、下記のIBMのWebサイトに記載された機械のみとなります。  
<https://www.ibm.com/common/ssi/cgi-bin/ssialias?htmlfid=67015167JPJA&>
2. 本サービスにより交換された旧部品または機械はIBMの所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械がIBM純正部品で、かつ変更が加えられていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保の法的な制約がないことを保証します。
3. お客様は本サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべてのIBM製以外の部品、付加物、または変更物を機械から取り外していただきます。
4. IBMは、修理または取替のいずれかを選択できるものとします。
5. お客様は、本サービスを受ける前に必要なデータ、プログラム等につき、自己の責任でバックアップを取得しておくものとし、また、お客様のデータを保護するために適切な防衛措置を実施するものとします。
6. 本サービスは、サービス対象機械が保証期間中の場合にのみ購入できます。
7. 本サービスの対象機械は予告なく変更されることがあります。
8. 前各項のほか、本サービスの前提条件がある場合は、下記のIBM Webサイトで確認できます。  
<https://www.ibm.com/common/ssi/cgi-bin/ssialias?htmlfid=67015167JPJA&>

### 第3条 サービスの適用除外

1. 本サービスには次のサービスは含まれません。
  - (1) 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、IBM所定の設備条件に合致しない稼働環境、IBM以外の者により提供されたサービス、または、変更、消耗品等、IBM以外の責めに帰すべき事由により生じた機械の損壊、パーツIDラベルが変更、もしくは

は取り外された機械の修復または増加したサービス

- (2) アクセサリー、サプライ品目、フレーム、カバー、および電池等の特定品目に対するサービス
2. 前項のほか、本サービスの適用除外条件がある場合は、下記のIBM Webサイトで確認できます。  
<https://www.ibm.com/common/ssi/cgi-bin/ssialias?htmlfid=67015167JPJA&>

### 第4条 サービス期間

本サービスは、対象機械の保証開始日からサービス毎に定められた特定の期間の満了日をもって終了となります。

### 第5条 お支払い条件

お客様には、本サービスをIBMより購入された場合にはIBM所定の条件、IBMビジネス・パートナーより購入された場合にはIBMビジネス・パートナー所定の条件でお支払いを行なっていただきます。

### 第6条 責任の制限

1. IBMが合理的な範囲で繰り返し本サービスを行ったにもかかわらず、機械を良好な稼働状態に回復できなかった場合には、IBMは、次の範囲内で損害賠償の責任を負います。
2. 前項の場合を含めて、お客様がIBMの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBMの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった本サービス料金を限度とする金銭賠償に限られます。
3. IBMは、いかなる場合にも、IBMの責に帰すことのできない事由から生じた損害、IBMの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラムなど無体物の損害については、責任を負いません。

### 第7条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途IBM所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

### 第8条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、IBMがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するIBM所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. IBMおよびIBMの関連会社はお客様の連絡先個人情報を、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとします。
3. 本契約の履行に伴い、IBMが処理するお客様の情報またはデータに欧州連合の一般データ保護規則(EU/2016/679)(以下「GDPR」といいます。)または <http://ibm.com/dpa/dpl> に特定されるその他のデー

タ保護法が適用される場合、その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa> にあるIBM のデータ処理補足契約書(以下「DPA」といいます。) および <https://www.ibm.com/mysupport/s/article/support-privacy?language=ja>にあるテクノロジー・サポート・サービス用の DPA 別表が本契約に適用されます。

## 第9条 その他

1. IBMは、本サービスにより機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
2. IBMが一般に保守サービスを廃止した機械は、本サービスの契約を締結することはできません。
3. IBMは本サービスを廃止する場合、お客様に3か月前の書面による通知を行うとともに、受領済みの料金のうち残存期間分を返還します。この場合を除き、支払い済みの料金の返金はありません。
4. お客様は、対象機械の設置場所、氏名、住所等通知の内容に変更が発生した場合は、速やかにIBMへ通知するものとします。
5. お客様は、機械の所有者でない場合には、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得てください。
6. お客様は、IBMが本サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。
7. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には時効により消滅します。
8. IBMは、IBMが選択する第三者を使用して本サービス

を提供することがあります。

9. お客様は、IBMの書面による事前の同意がない限り本サービスを再販することはできません。いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBMの金銭債権の譲渡およびIBMの製品またはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けないものとします。
10. お客様またはIBMは、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
11. いずれの当事者も、製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンドユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国ものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。
12. 本契約は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

‘IBM’ および ‘ServicePac’ は International Business Machines Corporation の米国およびその他の国における商標です。